

別紙

答申（情）第164号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年2月6日付け指令央整第2785号、令和6年2月8日付け指令出整2705号、令和6年2月8日付け指令益整第3399号、令和6年2月13日付け指令浜整2420号及び令和6年2月14日付け指令浜整2420号により、部分公開及び非公開とした決定はそれぞれ妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和6年1月11日に、審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、別紙に記載した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された以下の書類各一式の公開を求めるものである。

ア 資機材の単価見積の依頼書

イ 積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書

ウ 依頼先から提出された見積書

エ 提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）

ただし、当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した書類を除く、あわせて、いわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料も除く。

- (3) この請求に対して実施機関は、令和6年2月6日付け指令央整第2785号、令和6年2月8日付け指令出整2705号、令和6年2月8日付け指令益整第3399号、令和6年2月13日付け指令浜整2420号及び令和6年2月14日付け指令浜整2420号により、次のとおり部分公開決定及び非公開決定を行った。

ア 部分公開決定について

(ア) 公開しない部分

- ・資機材の単価見積の依頼書に記載された依頼先（業者名）
- ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書に記載された見積依頼先（業者名）、所在地、所有者の氏名又は名称、地番、調査者
- ・提出された見積書を整理した資料に記載された見積依頼先（業者名）

(イ) 公開しない理由

島根県情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当

当該部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合されることにより特定

の個人を識別することができることとなるため。

また、見積依頼先業者の事業に関する情報であって、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。

イ 非公開決定について

(ア) 公開しない部分

依頼先から提出された見積書

(イ) 公開しない理由

島根県情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当

当該情報は、見積依頼先業者の事業に関する情報であって、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。

また、見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性がある。工事設計の参考情報となる見積書が得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和6年3月25日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和6年9月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

部分公開決定及び非公開決定とされた、処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張は次のとおりである。

① 審査請求書

ア 「公開しない部分及びその理由」と「公開しない理由」（以下、「公開しない部分とその理由」という。）について

(ア) 特定された公文書の記載のうち「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」の部分については、公にすることにより偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、これは同号のただし書きのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることに異議はない。

(イ) 特定された公文書の記載のうち、「担当者の氏名」（代表者の氏名は除く）「担当者の印影」「担当者のメールアドレス」「立竹木の所有者の氏名」「立竹木の所有者の住所」「調査者」の部分については、特定の個人を識別できるものと認められることから、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報にあたり、かつ、

これは同項のただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることに異議はない。

- (ウ) 特定された公文書の記載のうち、「職員のメールアドレス」の部分については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公開の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当するため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。
- (エ) 国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第5条第2号イにおいて不開示事由とされている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている。
- (オ) 今回の公開しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。
- (カ) たとえば、公開しない部分とその理由を「見積書のうち添付詳細仕様書の一部については、当該法人の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成する情報で、これらを公にする事により、第三者が模倣することが可能となり、結果として当該事業を営んでいる法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当するため公開しないこととした。」と記載することもあると考える。(下線部は、審査請求人による。以下同じ。)
- (キ) 今回の公開しない部分とその理由には、上記の下線部分のように当該情報を公開することによって、具体的に法人等の利益をどのように害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要であるが、説明は条文をそのまま記載したもので、これらが十分に説明されていない。
- (ク) 処分庁が通知を行う際には、島根県行政手続条例（平成7年7月11日島根県条例第24号）（以下、「手続条例」という。）第8条第1項及び第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。
- (ケ) かかる趣旨に照らせば、この公開しない部分とその理由が十分に記載されて

おらず、公開請求者において、公開しないとされた公文書の中の各記載箇所が条例第7条第3号の非公開事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

(ロ) しかしながら、処分庁の処分はこれらが十分に明らかにされていない処分であるから、条例第7条の公文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反し、不当な処分である。

イ 条例第7条第6号の適用について

(ア) 公開しない理由が「島根県情報公開条例第7条第6号に該当」と記載された部分公開通知書と非公開通知書の公開しない理由については、「見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性がある。工事設計の参考情報となる見積書が得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されている。

(イ) 上記のうち「見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性がある」については、「困難になる可能性」について、処分庁がどのように確認したのか、過去にも同様の事が事実があったなどと具体的に全く記載されていない。

(ウ) また、公開しない理由ののうち「支障」の程度については、名目的、抽象的に当該事務の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、かつ「著しい」も、定量的に程度や効果をはっきり確認できることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、実質的、具体的に当該事務の適正な遂行に支障が生じる相当（法的保護に値する程度）の蓋然性が認められることが必要というべきである。

(エ) また、単に処分庁において、そのおそれがあると判断するべきでなく客観的にそのおそれが認められることが必要であると記載すべきである。

(オ) したがって、一般的に言って、条例第7条第6号は行政機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと考える。

このことから、処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条の公文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

ウ 公文書の全部を非公開しないことの決定について（原文ママ）

(ア) 条例第8条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならないことを定めたものである。

(イ) 部分公開の規定は、原則公開の趣旨に即して設けられたものであるので、公開請求者の公文書の公開を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断すべきものと考えられる。

(ウ) 原処分は、どの非公開部分がどの非公開理由に該当するのか曖昧で、処分庁が

従前の処分事例を参考として漫然と公文書全体を非公開としたのではないかという疑問等すら生じさせている。

- (エ) 通知書では特定した公文書（依頼先から提出された見積書）の全部を非公開とされているが、一部を非公開にし公開することができない理由（若しくは特定した公文書の全部を非公開とした理由）を具体的に明示して通知すべきである。
 - (オ) 審査請求人は、特定した公文書においては、非公開情報とその他の情報（例えば、提出時の宛名、見積もり提出日付、見積もり依頼先が提示した見積依頼書と添付書類などに記載された名称・規格・設計数量・単位・備考、見積書そのものの様式名若しくは書式名称、ページ番号など）とを容易に区別することができ、かつ非公開情報が記録されている部分を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えている。
 - (カ) 以上のとおり、処分庁は、条例第 8 条第 1 項の部分公開の規定及び手続条例第 8 条第 1 項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。
- エ 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和 47 年 12 月 5 日第三小法廷判決）、本件処分においても今後処分庁が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。
- オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について
- (ア) 条例第 15 条には「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」が定められている。
 - (イ) 今回の通知書に基づき公開された公文書の写しを確認したところ、見積依頼書には見積条件として「なお、見積りに要する費用は貴社の負担でお願いします。」との記載はあるものがあつた。一方、「なお、貴社から提出された見積りが採用された場合、公表の対象となります。」「提出された見積書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものとして扱う。」「契約後、公開請求があつた場合は、個人情報関する以外を公開する。」などの見積条件は記載されていなかった。
 - (ウ) 他の発注者においては、第三者に見積書を依頼する際に、提出された見積書が公開請求の対象となった場合について、あらかじめ意向聴取を行っている事例がある。
 - (エ) 加えて、公開請求があつた際に、条例第 15 条第 1 項の規定に沿って意見を聴取する時間が必要となるため、その公開決定等の期限を延長した旨を通知した事例がある。
 - (オ) さらに、上記(イ)や(ウ)の意向聴取を経て第三者毎に公開しない部分が異なる処分がなされた公文書部分公開決定通知書の事例がある。
 - (カ) 処分庁は、上記のような手続きを経ずに一律に条例第 7 条第 3 号に該当するとした理由により各公文書中の法人その他団体の名称、郵便番号、住所、代表者

役職、代表者氏名、電話番号、ファックス番号などを公開しないとされていると思われる。

(キ) したがって、処分庁があらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載していない場合及び提出された見積書(見積辞退届等も含む)に公開請求時の意向が記載されていない場合については、処分庁は条例第15条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。

カ 本件処分により、審査請求人は、条例第5条の「公開請求権」を侵害されている。

② 反論書

ア 理由の提示の不備について

(ア) 一般的に「非公開決定又は部分公開決定をした場合、その処分通知及び審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、いかなる法規を適用して処分がなされたかに加え、いかなる事実関係について、いかなる審査基準を適用したかも、その記載から了知しうる程度に記載すべきである。よって、実施機関は、処分通知等において、非公開事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書の公開をすることができない箇所とそれぞれの理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。」と考える。

(イ) 処分庁が示された理由は、例えば「見積依頼先業者の事業に関する情報であって、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。」とある。根拠条例とされている条例第7条第3号の規定には「公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」とあり、規定をそのまま引用したに等しい内容にとどまっており、本件通知書の記載のみでは、本件公開部分に記載されている情報や当該部分を非公開とした具体的な理由が、明確に示されているとはいえない。

(ウ) 上記のような記載の方法は、公開請求者が公開実施公文書入手し、公文書名、公開された部分及び非公開部分の体裁等を検討することによって、ようやく非公開の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする手続条例第8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。

(エ) 処分庁は、今回の処分通知には明らかに理由の提示に不備があると認識し、弁明書2.の2段目並びに3段目で理由の提示がなされたものと思われる。理由の提示に不備がなければ、このような提示は不要であったはずである。

(オ) よって、処分庁は上記(イ)、(ウ)及び(エ)のことより不備があったことを認めた上で、弁明すべきであったと考える。

(カ) 審査庁におかれては、審査請求書ならびに今回示した「理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべき」などとする答申事例を確認した上で諮問内容の確定を願う。

イ 公文書に記載されている第三者の情報について

- (ア) 見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例で言うところの法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。
- (イ) 加えて、見積依頼先から提出された見積書は、不特定多数に配布されたもの（例えば価格表）でなければ法人等又は事業を営む個人（以下、「見積書の著作者」という）の未公表著作物に該当する。
- (ウ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）（以下、「情報公開法」という。）に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により開示する場合、複製権等を害することとなる。
- (エ) 情報公開法の円滑な運用を図るためには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法の改正を行い、次の調整措置が講じられている。
- a 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条第 3 項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく開示に同意したものとみなされること。
- b 著作権法第 18 条 4 項 1 号の規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法 5 条 1 号ロ、2 号但し書き、7 条）により開示する場合には、公表権を害することとはならないこと。
- c 情報公開法に基づき、開示に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと。
- d 著作権法第 19 条 4 項の規定により、情報公開法に基づき、開示するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するときには、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと。
- e 情報公開条例に基づき見積者の著作物を開示する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って開示する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること。
- (オ) 一般的に、「開示に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行わなければならないが、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が開示に同意したものと扱えば足りることとなる。
- (カ) 上記の(イ)～(オ)については、島根県のウェブサイトで公開されている「島根県情報公開条例解釈運用基準（平成 31 年 4 月改訂）」には記載がないが、他の県で公表されている情報公開条例の解釈運用等には記載されている。

- (キ) 処分庁から交付された公文書の写しである見積書を確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらなかった。
- (ク) よって、著作権法第 18 条 3 項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、条例に基づく公開に同意したものとしてみなされる。
- (ケ) 条例第 15 条第 1 項の規定が任意的意見聴取の規定で、同条第 2 項は必要的意見聴取の規定である。
- (コ) 同条第 2 項の趣旨を踏まえ、同条第 1 項の規定が任意的意見聴取であるものの公開決定等をするに当たって処分庁は適格な判断を行うにあたり、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず、処分庁が当該公文書を公開しないとすする処分の意思があるため、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要と考えられる。
- (カ) 審査請求書で示した事例は、他の実施機関が公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者（見積書の著作者）に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えた事例と処分の事例である。
- (シ) このようなことから、本件処分は著作権法第 18 条 3 項の規定により見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず非公開としたことは違法であると考ええる。
- (ス) また、あらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載せず、かつ、処分庁が条例第 15 条第 1 項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をしないまま公開しないとすした処分がなされており、本件処分が違法な処分であったことにはかわりない。
- (セ) 以上のことより審査請求書のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の部分を除いて、見積書については公開、見積依頼書や見積書整理資料についても同様に公開すべきと考える。
- (ソ) なお、処分庁からは条例第 15 条第 1 項に定められた手続きを実施した旨の弁明はなかった。
- (タ) 審査庁におかれては、上記の内容を確認した上で諮問内容の確定を願う。
- ウ 処分庁が弁明していない部分について
- (ア) 処分庁は、審査請求書のイ及びウについては何ら弁明していない。
- (イ) 審査庁におかれては、処分庁はこの 2 点について不当な処分であったことを承服されたものとして諮問内容の確定を願う。
- エ 本案件の諮問について
- (ア) 審査庁におかれては、原処分に対し適切な判断をしないままに、諮問を行った場合には、それ自体、条例第 20 条の諮問の趣旨を逸脱し、島根県情報公開・個人情報保護審査会の責務を否定するものとなり、情報公開制度の趣旨や精神にもとるものといわざるを得ないこととなる。

(イ) このようにならないように審査庁は、現処分について法令に則り審査を行なった上で諮問内容の確定を願う。

オ 本案件についての審査会の答申について

(ア) 本案件は理由付記として不十分であり、非公開情報の非公開理由の該当性について判断せず、処分取消の答申を行うことも考えられるが、かかる答申をした後、実施機関が理由を追加・変更した上で、同一の部分再度非公開とする可能性があり、審査請求人は当該処分に対して審査請求を行い、改めて審議することになり、非効率となる。

(イ) また、審査請求人は、本件処分を取り消し、公文書開示決定を求める旨を主張しているため、本件処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象とすることを求める。

(ウ) このため、紛争の一次的解決の利益を重視し、非公開情報の非公開理由の該当性について判断した上で答申願う。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

審査請求人が提起した、当職が行った公文書部分公開決定処分、及び公文書非公開決定処分に対する審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

当該処分は、本件公文書公開請求の対象となった工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された書類のうち、積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書に記載された地番、提出された見積書を整理した資料に記載された見積依頼先（業者名）、依頼先から提出された見積書を非公開としたものである。

本件対象公文書は、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」の通知に基づき、予定価格を算出する参考とするため関係会社より提出してもらうものである。依頼先から提出された見積書については、同通知に基づき非公開としたものである。

見積書は、作成に当たり相当の事務作業とノウハウを要し、経営努力により導き出された内容を記したものであり、各会社による任意の様式を使用していることから、提出先の会社が特定される可能性がある。公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、島根県情報公開条例第7条第3号に該当するものである。

また、見積依頼は当通知前提に行っており、見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積作成の協力が得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、島根県情報公開条例第7条第6号に該当するものである。

なお、県民の知る権利を担保する観点から、会社名は伏せたうえで、提出された見

積書を取りまとめた資料を公開している。

よって、非公開部分を改めて公開するとの判断には至らないと考える。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書及び審査の対象について

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が別表に掲げる工事の予定価格を算定するために使用された「資機材の単価見積の依頼書」、「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」、「依頼先から提出された見積書」及び「提出された見積書を整理した資料」である。

イ 審査の対象について

審査請求人は、本件対象公文書の記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」、「代表者の印影」の部分は、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、「担当者の氏名」（代表者の氏名は除く）、「担当者の印影」、「担当者のメールアドレス」、「立竹木の所有者の氏名及び住所」、「調査者」の部分については、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当し、「県職員のメールアドレス」の部分については、条例第7条第6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当することから、これらの情報について公開しないとされることには、異議はない旨主張している。

よって、本件対象公文書において非公開となった情報のうち、上記の情報以外の部分について、審査の対象とする。

(3) 見積条件と提出された見積書の扱いについて

審査請求人は、公開された公文書の写しにおいて、見積依頼書に「提出された見積書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものとして扱う。」、「契約後、公開請求があった場合は、個人情報関する以外を公開する。」などの見積条件の記載がないこと、第三者に対する意見書提出の機会付与等により、公開請求時の意向確認が行われないまま処分を行っていると思料されることなどから、今回の処分は不当な処分であると主張する。

この点、実施機関によると、見積書に係る情報公開の取扱いについて、「情報公開等の開示の対象は発注者が作成した資料のみとし、見積書は対象外とする。」「発注者が作成した資料を開示する場合も依頼先が特定される情報は非公表とする。」こととし、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法の改正について」の通知（以下「見積条件通知」という。）により見積依頼先業者に通知し、当該通知以降、見積書は非公開とする運用を行っているとのことである。

(4) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務・事業の適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のもをいう。また、支障の程度については、名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

(5) 条例第7条第6号該当性について

県が発注する公共工事の設計積算に関して、通常、県の設定単価がある場合、建設工事積算基準等に基づいて積算を行うところ、県の設定単価がない資機材等については、見積条件通知に基づいて積算を行っている。そのため事業者は、自ら取り扱っている資機材等の価格を県に無償で提供し、県では、事業者から提供を受けた単価情報を、公共工事の予定価格に反映させるというものである。また、見積依頼を受けた事業者には、見積書の提出義務はなく、提出の協力はあくまで任意で行うものである。

本件処分において、実施機関は、公開しない理由について、見積依頼先業者の情報に関し、条例第7条第6号（見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性がある。工事設計の参考情報となる見積書が得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）、及び条例第7条第3号（見積依頼先業者の事業に関する情報であって、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるものであるため。）の条例で規定する2つの非公開情報の要件がともに適用されると、公文書非公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書に記載している。

公共工事の積算で使用する見積書取得のルールは、事業者が自ら取り扱っている資機材等の価格を県に無償で提供し、県では、事業者から提供を受けた単価情報を公共工事の予定価格に反映させるというものであるが、実施機関によると、提出された見積書の情報開示の取扱いについては、上記5(3)に記載のある見積条件通知に基づき、非公開としたとのことであった。当該見積条件通知の「10 情報開示の取扱い」について、どのような経緯で非公表の取扱いとなったのか、また、どのように各事業者に周知している

のか、実施機関の説明だけでは不十分であったため、実施機関に追加の具体的な説明を求めたところ、次のような説明であった。

ア 価格競争は、市場の競争原理から致し方ないことであるが、・・・行き過ぎた価格競争が長く続くと会社の存続も危うくなるため、事業者は競合に不利にならないよう、手の内を知られるのを嫌がる。

イ 見積条件通知策定の段階において、業界の意見も伺っており、業界から提出された見積書について、非公表とすること、また、見積書の内容を取りまとめた資料は公開してもいいが、会社名は判明しないようにすることの要望があった。・・・そこで、見積書は会社により特徴があることから、見積書から会社が特定可能であると判断し、非公開としている。

ウ 見積条件通知は、島根県建設産業団体連合会（以下「建産連」という。）へも送付しており、建産連の事務局から所属する各協会へ周知してもらうようにしている。

上記実施機関の説明のとおり、見積条件通知により各事業者へ通知を行っていることからすると、事業者は、提出された見積書が非公開として運用されることを信頼し、資機材等の取引にかかる価格情報を無償で提供していると認められる。また、当該見積書の提出は、自社の資機材等の取引に係る価格情報を提供するものであり、通常、商取引によって経営を賄う民間事業者にとって、自社の取引価格は、利益の源泉を示す情報に相当することから、事業者の固有の内部情報であると認められる。このことからすると、当該情報を公開することは、県の協力に応じた事業者の営業情報を広く明らかにすることになり、結果として、競合する他社は、公開された情報を基に自らの見積もりを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、逆に見積書を提出した事業者はその後の事業活動において不利な立場に置かれるおそれがある。

したがって、見積書を非公開とする旨、見積事業者に通知し、これを信頼して見積書の提出を受けているにもかかわらず、県に提供した自社固有の内部情報が情報公開制度に基づき公にされた場合、当該事実を知った事業者が約束を反故にされたことを不信に思い、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性があり、公開することの公益性を考慮してもなお、工事の適正な積算ができなくなることにより、当該契約事務に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積作成の協力が得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は、不合理とはいえないことから条例第7条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(6) 条例第7条第3号該当性について

上記のとおり、本件非公開部分は条例第7条第6号に該当することから、同条第3号の該当性の判断は行わない。

(7) 審査請求人のその他の主張について

ア 理由の付記について

審査請求人は、公開しない部分とその理由が十分に記載されていないことを理由に、

本件処分が不当な処分である旨を主張しており、当審査会として以下検討する。

条例第 11 条第 2 項において、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定しており、本条第 3 項では、公文書の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、書面にその理由を付記しなければならないと規定している。「書面にその理由を付記しなければならない」とは、非公開等の決定をしたときは、どのような理由で条例第 7 条第何号に該当するのかが等、具体的に理由を記載した通知書によって、公開請求者に通知することを実施機関に義務づけるものである。

本件について見ると、部分公開決定通知書及び非公開決定通知書において、公開しない理由として、「島根県情報公開条例第 7 条第 3 号に該当（見積依頼先業者の事業に関する情報であって、公開することにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため）」、「島根県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当（見積書を公開することにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性がある。工事設計の参考情報となる見積書が得られなくなると適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）」と、公開事由該当性について記載されている。

したがって、本件処分には非公開とした理由を了知し得る最小限の類型的な理由が付記されていると言えることから、条例第 11 条第 3 項に定める理由付記の要件を満たさないとまではいえない。

イ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

審査請求人は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続きがなされないまま処分を行っていることを理由に、本件処分が不当な処分である旨を主張しており、当審査会として以下検討する。

条例第 15 条第 1 項及び第 2 項は、公開請求に係る公文書に県及び公開請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときには、公開決定の前に当該第三者に対して意見書提出の機会を付与することを規定している。

審査請求人は、不当な処分と主張するが、同項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与は、任意的な意見聴取であり、実施機関が当該情報が非公開情報に該当し、公開する公益性もないと判断すれば、意見照会する義務はないものである。なお、前述したとおり、実施機関は、業界の意見を踏まえ、見積書は非公開とする運用を行っている。したがって、意見聴取を実施していないからといって本件処分が違法なものとなるとはいえない。

ウ その他の主張について

その他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

工事の名称
塩治赤川 大規模特定河川工事 第17期
須佐川 河川災害復旧工事 (3 災546号)
令和4年度 復旧治山事業 (稲佐1工区) 溪間工事
令和3年度 (補正分) 林道開設事業 宮本聖谷線道路工事
斐川一畑大社線 (三保工区外1) 土砂災害補助 (災害防除) 工事 (補正)
三刀屋佐田線 道路災害復旧工事 (3 災704号、706号)
外園高松線 (下横工区) 防安交付金 (改築) 工事 第7期
国道431号 (国富工区) 交通安全補助工事 第9期
新内藤川 防安交付金 (広域河川) 工事 (11月補正) 第8期
神門通り線 (2工区) 防安交付金 (街路) 工事 第9期
三刀屋佐田線 (大呂3工区) 総合交付金 (改築) 工事 第2期
畑地区 県単災害対応緊急地すべり対策工事
令和4年度 災害関連緊急治山事業 (北浜東外) 溪間工事
令和5年度 地すべり対策事業 八幡地区 抑止工事
赤川 大規模特定河川工事 第24期
湯屋谷川 事業間連携砂防等事業 (通常砂防) 工事 第7期
令和3年度 災害関連緊急治山事業 郷上・舟引下地区 治山ダム工事
令和4年度 県単県営緊急地すべり対策事業 上里草地区 斜面改良工事
(一) 久利静間線 (八日市工区) 防安交付金 (改築) 工事 第14期 (その1)
響谷川 河川災害復旧工事 (3 災第722号)
国道375号 道路災害復旧工事 (3 災第728号)
令和4年度 森林基幹道開設事業 三坂小林線4工区 道路工事
(主) 田所国府線 (市木工区) 防安交付金 (改築) 工事 (橋梁工)
横田川 防安交付金 (通常砂防) 工事 (11月補正)
银山1地区 県単急傾斜地崩壊対策工事 第2期
国道375号 (粕淵工区) 交通安全補助工事
令和5年度 林地荒廃防止事業 橋原谷下地区 治山ダム工事
令和5年度 農村地域防災減災事業 和田地区 橋梁上部拡幅 (その2) 工事
(一) 美郷飯南線 (美郷工区) 土砂災害補助 (災害防除) 工事その22
矢谷川 防安交付金 (水防災) 工事
令和4年度 県単県営緊急地すべり対策事業 諸谷地区 地すべり対策工事
国道261号 (桜江2工区) 総合交付金 (改築) 第二期工事
令和4年度 農村地域防災減災事業 横山地区 2号道路工事
令和4年度 災害関連緊急治山事業 船坂峠地区 溪間工事
令和4年度 広域基幹林道整備事業 金城弥栄線 第1工区 その13道路工事
(一) 三隅井野長浜線 (三隅工区) 防安交付金 (改築) 工事 (補正)
治和川右支溪1 防災安全交付金 (通常砂防) 第三期工事 (補正)
令和4年度 復旧治山事業 本町地区 溪間工事
国道186号外 (金城地区) 防安交付金 (災害防除) 工事 (補正)
令和4年度 緊急予防治山事業 背戸川手地区 溪間工事 その2
(一) 川平停車場線 (後地工区) 交通安全補助 第二期工事 (補正)
岡田谷2地区 防災安全交付金 (急傾斜) 工事
八戸川 県単河川災害関連工事 第7期
国道488号 (澄川工区) 総合交付金 (改築) 工事 第7期
(主) 吉賀匹見線 (笹山3工区) 防安交付金 (改築) 工事 第25期
名賀川 河川災害復旧工事 (3 災第1972・1973号)
栄2地区 防災安全交付金 (急傾斜対策) 工事
鳴谷川 大規模特定砂防等工事 (第6期)

国道191号（道川工区）土砂災害補助（災害防除）工事 第7期
令和4年度 災害関連緊急治山事業 柳二俣地区 工事
（主）益田阿武線（須子工区）交通安全補助 第7期工事（補正）
光明寺前川 防災安全交付金（通常砂防）工事 第2期（補正）
令和4年度（補正） 復旧治山事業 中原・鳥井集会所地区工事
津和野川 防災交付金（総流防）工事（第5期）
令和5年度 林道整備交付金事業 耕田内美線（第4工区）工事

（諮問第186号に関する審査会の処理経過）

年 月 日	内 容
令和 6年 9月25日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年 7月31日 （審査会第1回目）	審議（第1部会）
令和 7年 8月28日 （審査会第2回目）	審議（第1部会）
令和 7年 9月25日 （審査会第3回目）	審議（第1部会）
令和 7年10月23日 （審査会第4回目）	審議（第1部会）
令和 7年11月20日 （審査会第5回目）	審議（第1部会）
令和 7年12月25日 （審査会第6回目）	審議（第1部会）
令和 8年 1月29日 （審査会第7回目）	審議（第1部会）
令和 8年 1月29日 （審査会第8回目）	審議
令和 8年 2月25日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会